様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月16日

群馬県知事　　様

提出者　　〒370-0603
住　所　群馬県邑楽郡邑楽町大字中野925

氏　名　真仁田土建株式会社

代表取締役　真仁田　貞夫

電話番号　0276-88-5348

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	真仁田土建株式会社
事業場の所在地	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野925
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

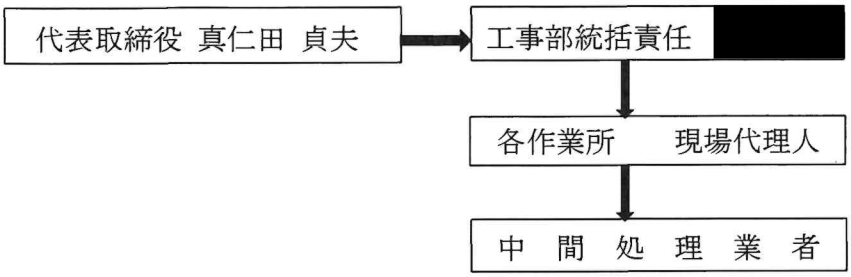
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類:建設業　中分類:総合工事業
②事業の規模	70,210万円(令和7年度元請完成工事高)
③従業員数	30人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各作業所にて発生した各種産業廃棄物は、中間処理業者に委託する事により、再資源化されています。

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類		
排　出　量	t	t

（これまでに実施した取組）別紙の通り

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
排　出　量	t	t

（今後実施する予定の取組）別紙の通り

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各作業所にて発生した産業廃棄物は、保管場所を設置し可能な限り人力による分別をおこなっている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各作業所にて発生する産業廃棄物は、可能な限り人力による分別をおこない種類を明確にして、中間処理施設へ運搬し処理を委託する。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）なし</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="5">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）なし</td></tr>
<tr><td colspan="5">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙の通り</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>別紙の通り</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>別紙の通り</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙の通り</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>別紙の通り</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>別紙の通り</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>―</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）別紙の通り</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙その1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状　【前年度(令和7年度)実績】

産業廃棄物の種類	排出量(t)
がれき類	2,884.12
木くず	5.66
汚泥	241.50
合計	3,131.28

(これまでに実施した取組)
各作業所にて発生した廃棄物は、可能な限り分別を行い種類を明確にする事により中間処理施設へ搬出し委託処分している。
各現場の工事関係者及び作業員の個人ゴミ(コンビニ弁当、ペットボトル、空き缶等)などは極力持ち帰るよう周知徹底している。
がれき類(Co殻、As殻)は取り壊した後、中間処理施設へ搬出するよう顧客より指示がある。排出の抑制に関しては、工事量、工事内容にも影響を受ける為、不透明である。

②計画　【目標】

産業廃棄物の種類	排出量(t)
がれき類	2,550.00
その他	50.00
合計	2,600.00

(今後実施する予定の取組)
がれき類(Co殻、As殻)に関しては、顧客より中間処理施設へ搬出し委託処分するよう指示があるが、排出の抑制に関しては前述した通り、不確定要素がある為、抑制を予測するのは難しい状況であり、建築資材及び木材等のように現場内でのリサイクルが可能な物に関しては、安易な使い捨てを無くすよう現場責任者は、作業関係者に周知徹底する事により目標達成に取り組んでいきたい。

別紙その2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状　【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託料(t)
がれき類	2,884.12	2,884.12
木くず	5.66	5.66
汚泥	241.50	241.50
合計	3,131.28	3,131.28

（これまでに実施した取組）
産業廃棄物処理業者との委託契約締結に際して、事前の内容確認（処理能力、処理状況、周辺状況等）を明確にしている。
マニフェスト伝票の管理・保管の徹底

②計画　【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託料(t)
がれき類	2,550.00	2,550.00
その他	50.00	50.00
合計	2,600.00	2,600.00

（今後実施する予定の取組）
産業廃棄物処理業者との委託契約締結に際し、事前情報を収集し取り纏めを行い、各作業所に情報提供を行う。
マニフェスト伝票の管理の徹底（記入漏れ防止、契約内容確認、管理表の照合、紛失防止等）を図る。
これらの事に関して、必要に応じ部門別実務教育を実施する事により、水平展開を図る。